

保坂栄次議員に対する議員辞職勧告決議

我々宇都宮市議会議員は、議員として市民から負託を受けた立場と職責を十分に認識し、法令、条例等を遵守し、良識をもって市民の模範となるよう行動しなければならない。

しかし、保坂栄次議員は、去る年6月5日提出の請願書「宇都宮市が変更計画した（仮称）大谷スマートIC計画中止又は建設場所の変更に関する請願」の内容において、以下のような議員として信じがたい行為を行った。

請願者本人の意思・願意を確認しないまま、保坂栄次議員自らが請願書を作成・押印したにも関わらず、4名の紹介議員に、保坂栄次議員自身が請願書を作成・押印した事実を隠し、署名協力を促した。6月23日議員協議会において、請願書提出までの経緯説明を行ったが、その際、故意に事実と異なる内容を発言した部分があり、6月25日に、再度議員協議会を開催し、その場に、請願者本人の願意を確認しないまま、保坂栄次議員が自ら請願書を作成、押印した事実を認めた。

こうした社会正義に反する行為と、度重なる虚偽の説明を繰り返したことは、市民の負託を受けた厳粛な議会への信頼と品位を著しく傷つけるものであり、政治的・道義的責任は免れず、市民感情からして許されるものではない。宇都宮市議会の信頼を大きく失墜させ、その品位を著しく傷つけ、また、市の印象を著しく低下させ、市民の皆様に多大なるご迷惑をかけることとなったものである。

また、保坂議員においては、その後に開催される運びとなった倫理委員会や懲罰特別委員会の場においても、真摯に反省している態度は見受けられず、誠にもって遺憾の極みであり市議会全体からして、ざんきに堪えないと言わざるを得ない。

よって宇都宮市議会は、保坂栄次議員に対して自らの意思により議員を辞職するよう強く求める。

以上、宇都宮市議会として、保坂栄次議員の議員辞職勧告を決議する。

令和2年11月30日

宇 都 宮 市 議 会